

運転免許返納者に対する運賃割引のお知らせ

高齢化社会を向かえ、国民皆免許時代に免許を取得した方々のうち、加齢により視力・聴力・注意力等々、身体機能の衰えにより自動車交通事故の加害者、被害者となる事故が県内では年々増加しており、大きな社会問題となっております。

そこで、山梨県タクシー協会では、高齢者の交通事故防止と新たな利用者の拡大を図るため、自主的に運転免許証を返納した場合、従前と変らない移動をしていただくために、タクシー利用者に対し運賃を割引くこととしました。

実施期日	平成20年6月1日
実施地域	山梨県全域 (会員93事業者中80事業者実施)
適用範囲	『運転経歴証明書』を提示して割引を申し込んだ場合に限り適用します。
割引の併用	運転免許証返納者割引は、他の割引との併用はできません。
割引率	1割(10%)
割引の対象区間	運転経歴証明書所持者が乗車した区間。
その他	運転免許取消申請等については最寄りの警察署へお問い合わせ下さい。

山梨県タクシー協会